

2020年12月9日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

賃金引下げへの不同意を確認し、  
誠実な団体交渉の実施を要求する申入れ

先に大学当局が実施した就業規則の変更に則し、2020年12月以降の賃金が支給されると推察します。私たち金沢大学教職員組合は、教職員各自の生活設計の観点から、大学当局が支給する賃金について、本来受領すべき賃金額の一部として受け取ります。大学が提案する賃金の引下げに対して、私たちは団体交渉で反対であることを主張しました。今回、賃金の一部を受け取ることにより、国家公務員の給与の改定に関する法律に依拠して大学当局が実施する賃金引下げを受け入れたわけではありません。

大学当局による具体的提案がなされたのは2020年11月10日の就業規則改正の説明会であり、団体交渉は11月18日、25日と2回実施されました。しかし、そのなかで大学は「人事院勧告に準拠して引き下げることが合理的である」との説明に終始し、引下げることについての「高度の必要性に基づく合理的な説明」は一切なされませんでした。大学当局は労使交渉を行ったという形式のみを整えたに止まり、賃金引下げについて私たち教職員を納得させる合理的説明を示す努力を払っていません。

このような手続きにより賃金引下げを敢行した大学当局の姿勢に対し、私たち金沢大学教職員組合は、ここに改めて強い抗議を表明するとともに、提案を撤回し、誠意をもって団体交渉に応じることを要求します。